

新たな森林管理システムの早期実施を求める意見書の提出について

新たな森林管理システムの早期実施を求める意見書を次のとおり提出する。

平成30年3月20日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか41名
自民党市議団，公明党市議団，
日本維新の会市議団，京都党市議団，
無所属(大西)，無所属(豊田)，無所属(やまづ)

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，農林水産大臣，林野庁長官 宛て

京都市会議長 名

新たな森林管理システムの早期実施を求める意見書

我が国の森林面積は，国土面積の3分の2に当たる2,500万ヘクタールあり，このうち1,000万ヘクタールを占める人工林の約半数が主伐期となっている。しかし，これら人工林のうち，主伐による原木の供給量は，年間成長量の約4割にとどまっており，成長量の6割強は未利用のままとなっている。

他方，林家の87パーセントが保有面積10ヘクタール未満であるなど，小規模な森林所有者によって山林が保有されている現状にある。また，森林所有者の経営意欲が低い一方で，素材生産業者等の林業経営者が事業拡大の意欲を持っていても，十分に森林の確保ができない現状にある。京都市でも面積の4分の3が森林で，全国平均を超える現状にあり，課題の解決が求められている。

そのような中，森林所有者の森林管理の責務を明確化し，森林所有者が森林を管理することができない場合には，市町村が森林管理の委託を受け，意欲と能力のある林業経営者に再委託するスキームを設けるとともに，再委託できない森林や再委託されるまでの森林は，市町村が管理することができるようにすることも必要である。

よって国におかれては，このミスマッチを解消し，林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を図るために新たな森林管理システムを構築し，森林の管理経営の集積や集約化を推進するため，下記の事項について取り組むことを求める。

記

- 1 市町村における森林管理に対する責務が増大することから，その体制の整備や財政への支援を図ること。あわせて，森林管理の担い手の育成に向けての支援も図ること。
- 2 再委託を進めるために，路網の整備，集中的な高性能林業機械の導入及び主伐・再造林の一貫作業システムの普及を図ること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。